公益社団法人松戸青年会議所 褒賞規程

第1章目的

(目的)

第2条 本規程は、青年会議所会議所運動の発展と高揚を一層計るために、青年会議所運動に貢献された個人、委員会、グループを褒賞 することを目的とする。

第2章 推薦方法

(褒賞委員会の構成)

第2条 褒賞委員会は、委員長1名、委員2名以上の定員3名以上とし、委員は正会員のうちから理事長の承認を得て指名する。委員長 は委員の互選によるものとする。

(申請及び推薦)

第3条 褒賞委員会は毎年、各推薦母体に申請書の提出を求める。

- 2. 褒賞の推薦母体は、次の通りとする。
- (1)理事長
- (2)直前理事長
- (3)監事
- (4)褒賞委員長
- 3. 各々の推薦母体は原則として、11 月末日迄に申請書を褒賞委員会に提出しなければならない。

(審査方法)

第4条 褒賞の対象となる期間は原則として、本事業年度における功績に対して行うものである。ただし必要に応じて、その以前の活動 も考慮することができる。

- 2. 褒賞委員会は母体により提出された申請書を審査の上、理事会に報告するものとする。
- 3. 褒賞候補者の推薦者は褒賞委員会又は理事会等により資料の提出又は説明の要請があれば、これに応じなければならない。

(褒賞の決定)

第5条 褒賞の決定は理事会にて行う。

第3章褒賞表彰

(褒賞の期日)

- 第6条 褒賞は原則として、総会もしくは総会後以降において行う。
- 2. 理事長は理事会の決定に従って、具体的に褒賞の理由を説明するものとする。

(褒賞の種類)

- 第7条 褒賞は次の種類とし、必要に応じ功労賞、特別賞等を与えることができる。
- (1)最優秀会員賞
- (2)最優秀委員会賞
- (3)新人賞
- (4)皆勤賞

(褒賞の内容)

第8条 各受賞者には、記念品を贈るものとする。ただし、別のスポンサーによる副賞は妨げない。

第4章 その他

(申請書の様式)

- 第9条 褒賞の申請には次の通り書類を所定の期日迄に褒賞委員会に提出する。
- (1)申請書(様式1号、様式2号とする)

(決算の準備)

第10条 本規程について変更の必要が生じた場合、理事会の決議を経るものとする。

附則 本規程は令和4年11月7日より施行される。